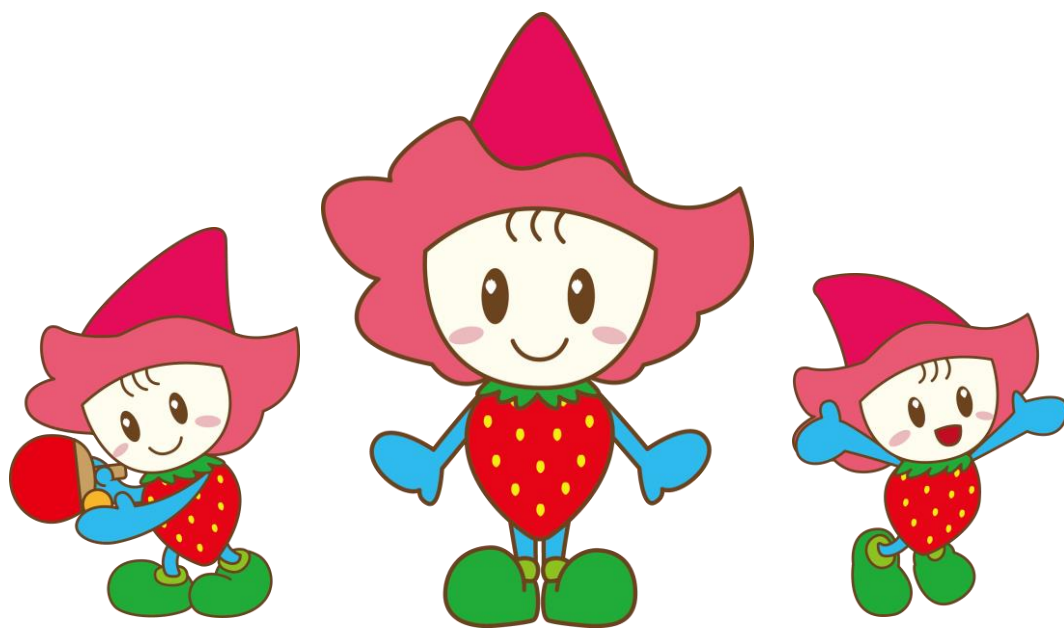


第6期かぬま障がい者計画

第7期鹿沼市障がい福祉計画

第3期鹿沼市障がい児福祉計画



笑顔あふれるやさしいまち

令和6年3月





現在、我が国においては少子化と高齢化の進展による人口構造上の根本的な問題を抱えており、持続可能な社会保障制度の在り方が課題となっています。また、気候変動や地震等の自然災害に起因する生活基盤の活動への影響、国際情勢による経済活動への影響等、私たちの日常を取り巻く社会環境に大きな影響を及ぼすリスク要因への対応も課題となっていることから、社会全体で支える共助社会の仕組みが重要となっています。

障がい福祉施策においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」など、障がい福祉関連法の改正により支援制度の拡充が図られてまいりました。

このような状況のなか、本市では障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で誰もが自立した生活を安心して送り続けられることが出来るよう、地域住民が相互理解と共感を得ることで、互いに高めあい、支え合える共生の地域福祉向上に努めてきました。

このような社会背景の変化や国の新たな指針に基づき、「ふれあい、支え合い、理解し合えるまち」・「安全・安心に暮らせるまち」・「笑顔でいきいきと暮らせるまち」の3つを基本目標とし、「第6期かぬま障がい者計画」・「第7期鹿沼市障がい福祉計画」・「第3期鹿沼市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後も、障がい者の皆様が日々の生活を送る上で遭遇する困難を軽減し、自立した生活を送るため、この計画に盛り込まれた取り組みを、福祉関係団体や関係機関等と連携し、市民の皆様と共に手を取り合いながら「笑顔あふれるやさしいまち」を推進してまいります。

本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました鹿沼市地域自立支援協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見やアンケート調査などにご協力いただきました多くの皆様に深く感謝を申し上げます。

令和6年3月

鹿沼市長 佐藤 信

目 次

第1部 障がい者計画の基本的な考え方

障がい者計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の対象者	
5 計画の策定体制	

第2部 障がい者を取り巻く状況

第1章 本市の現状	6
1 人口・世帯数の推移	
2 障害者手帳所持者の推移	
第2章 障がい者福祉サービスの現状と課題	9
1 市民への広報・啓発	
2 生活支援の充実	
3 保健・医療の充実	
4 生活環境の整備	
5 就労支援の充実	
6 教育・療育の充実	

第3部 かぬま障がい者計画【第6期計画：令和6年度～8年度】

第1章 計画の基本理念・目標	18
1 基本理念	
2 基本目標	
3 施策の体系	
第2章 市民への広報・啓発	20
1 障がい者に対する理解の促進	
2 障がい者との交流機会の拡充	
3 地域ぐるみの福祉の推進	
4 ボランティア活動への理解推進	
第3章 生活支援の充実	23
1 相談支援体制の充実	
2 情報提供・コミュニケーション体制の充実	
3 障害福祉サービスの周知・展開	
4 権利擁護の推進・虐待防止	
第4章 保健・医療の充実	26
1 早期発見・早期治療・早期療育	
2 自殺対策の推進	
3 自立訓練の充実	

4 適切な保健・医療サービスの提供	
第5章 生活環境の整備	27
1 生活環境の整備	
2 防災・防犯体制の整備	
3 災害時の支援体制の整備	
4 感染症対策	
第6章 就労支援の充実	29
1 雇用機会の拡大と就労の支援	
2 福祉的就労の場の確保	
第7章 教育・療育の充実	30
1 療育環境の充実	
2 特別支援教育の推進	
第4部 鹿沼市障がい福祉計画【第7期計画:令和6年度～8年度】 鹿沼市障がい児福祉計画【第3期計画:令和6年度～8年度】	
第1章 計画の概略	32
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の対象者	
4 計画期間	
5 計画期間中の見直しについて	
第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量	33
1 策定の趣旨及び位置付け	
2 障害福祉サービスに関する数値目標	
3 障害児支援の提供体制の整備等に関する数値目標	
4 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
5 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量	
6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量	
7 児童福祉法に基づく各サービスの見込量	
第3章 計画の推進体制	56
1 計画におけるPDCAサイクル	
2 評価結果の反映	
3 障害福祉サービス等の提供体制	